

指定管理者制度は公的責任をとる立場で慎重に

総務局・収入役関係

- 1、「行革」・人減らしをやめ、業務にあった正規職員を配置し、市民サービス向上につとめること。
- 2、機構改革にあたっては、課毎に職場会議を開き職員の英知を生かして行うこと。
- 3、市民サービス向上のために出張所、連絡所を含む支所整備計画を示し、その計画にもとづき整備すること。
- 4、東南海・南海道地震の被害想定にもとづき、液状化、津波被害もふくめ市防災計画を見直すこと。住民に情報を公開し、防災意識の啓蒙・啓発を強化すること。
- 5、防災計画の土砂災害への対応を産廃・残土・中間中継所まで拡大して再検討すること。
- 6、国・県の天下り人事をやめること。市の外郭団体への天下り人事もやめること。
- 7、審議会委員の選出にあたっては、より幅広い市民の声を反映する公募委員の拡大や重複選出、議員からの選出をやめる等、公平適正に行うこと。
- 8、指定管理者制度の運用にあたっては、公的責任をとる立場から慎重に行うこと。
- 9、財産区の法体系の不備の改善を国にもとめること。

国・県の事業への負担軽減を求めること

財政局関係

- 1、大規模公共事業の政策決定にあたっては、事前協議制度を採用すること。
- 2、消費税増税や福祉目的税化に反対すること。
- 3、財政難を口実にした安易な民間委託、公共料金の値上げは市民のくらしと生命を守る立場からおこなわないこと。
- 4、地方債低利借り換え及び一括返済の実現をはかり、利息の軽減をするなど引き続き努力すること。
- 5、国からの財源確保はもとより、単県事業の県負担分削減の復活をふくめ財源を確保すること。
- 6、国の事業の超過負担及び県事業の条例による負担金の軽減を要求すること。
- 7、居住専用の高齢者・低所得者の宅地にかかる固定資産税の減免制度を創設すること。
- 8、入札にあたっては、原則として一般競争入札制度とし、公平・公正に実施すること。談合防止策を講じること。
- 9、指定業者の資格審査にあたっては、審査項目を見直し、現地調査を強め、検査管理の機能を強化しペーパー業者を排除すること。
- 10、元請業者が、下請け発注の際、きちっとした契約を結ぶよう指導を強めること。
- 11、官官接待をやめ、飲食をともなう会議への参加を自粛すること。
- 12、岡山市土地開発公社が保有する未利用地については、計画にもとづき具体化する

こと。

乳幼児医療費は就学前まで無料に

保健福祉局関係

- 1、平和条例を制定すること。
- 2、平和行政の担当課を人権推進室に移管し、人権。平和推進室とすること。戦災・原爆など平和資料の収集・保管・管理を充実するとともに当面の常設展示・保管場所を確保し平和館（仮称）を具体化すること。当面、岡山空襲いずし資料館の移転場所の確保と運営費の助成をすること。
- 3、介護保険制度の改善について
 - ア) 2005年介護保険法改正にむけ、低所得者減免制度創設を国にもとめること。
 - イ) 介護認定は公正敏速で人権尊重の立場で生活実態をふまえて十分に配慮して行うこと。
 - ウ) 市が居宅介護支援事業者になること。
 - エ) 全面委託でなく、市も認定調査を行い、チェック機能を発揮して適正化を図ること。
 - オ) ケアマネージャーの研修を強化し質の向上につとめること。専任体制がとれるように報酬の改善を国に働きかけること。
- 4、高齢者保健福祉計画を実状にあわせて見直し、推進すること。
 - ア) 不足している特別養護老人ホームの増設を引き続き努力すること。保険者としての責任をもって市立の施設建設を検討すること。
 - イ) ホームヘルプサービスのメンタルケアを保障すること。
 - ウ) ホームヘルプサービスの量と質を確保するために身分保障を配慮すること。
 - エ) 24時間ケア体制を充実すること。
 - オ) 痴呆性老人対策を進め E 型のデイサービスセンター、グループホームを拡充すること。
 - カ) 福祉オンブズパーソン制度を導入すること。
 - キ) 保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確立すること。
 - ク) 在宅介護支援センターの役割を再評価し、委託料を増額すること。
 - ケ) 松風園の立て替え計画を具体化すること。
 - コ) 市立養護老人ホームの運営は入居者本位で見直し質の向上を図ること。
- 5、善隣館は、児童虐待の対応ができる拠点施設としてネットワークを強化し相談業務や里親制度など機能の充実を図ること。研修費を増額し自立支援施設を検討すること。
- 6、介護者慰労金をさらに増額すること。
- 7、社会福祉法人・介護支援事業者の認可及び運営の指導・監査は厳正におこない質の確

保を図ること。監査内容を市民へ情報公開すること。質のチェックのマニュアルをつくり視点をもった監査をすること。

8、「健康日本21岡山市計画」の実施にあたっては、国民健康保険課をはじめ関係各局との連携を強化すること。

ア) 壮年者の自殺者の増加をふまえて市民の健康相談・自治体検診をすること。

イ) 基本健康診査の健診料を引き下げ、受信期間を延長すること。

ウ) 対ガン検診の予算を継続すること。ぜんりつ腺ガンの健診を継続すること。

エ) 結核対策を重視すること。

オ) 各地域センターに骨密度計を配置して骨そしょう症対策を強化すること。

カ) 虫歯予防にフッ素を活用推進すること。

9、高齢者に市内バス・電車の運賃割引制度を創設すること。

10、岡山市障害者保健福祉計画にもとづき障害者の入院施設、通所施設、短期保護、デイサービス（A型・B型）を拡充すること。グループホーム制度を推進すること。ノンステップバスの運行回数を増やすこと。

11、障害者手帳3級の医療費助成制度をつくるよう国に求めること。市としてもとりわけ在宅酸素療法患者の医療助成について検討すること。

12、支援費制度の充実にむけて

① 在宅介護支援センターを相談窓口にいちづけるなど利用しやすくすること。

② 障害者ケアマネージャーを適正配置し自立支援のためのサービスの均一化をはかること。

③ ニーズにみあう財源の確保を国に要望すること。万一不足の場合は市として財源の確保をすること。

13、成年後見人制度を利用しやすくすること。そのために「介護予防地域ささえあい事業」を市として活用すること。

14、精神障害者の共同作業所への助成を強め通所費用を全額支給すること。関係局とよく相談し、市営住宅内にグループホームを確保すること。

15、福祉タクシー制度を利用しやすくするため、初乗り料金に拘束されない助成制度にあらためること。助成の対象を本人所得方式にあらためること。

16、補助器具センター、補助器具リサイクルセンターをつくること。

17、生活保護の受給申請のしめつけをせず、受給者に対する接遇の改善を図ること。

18、住宅扶助の限度額を実状にあわせて引き上げ学資保険を認めること。

19、乳幼児医療費の無料化制度を就学前まで拡大すること。

20、保育行政の充実について

ア) 保育の公的責任を放棄することなく、企業参入や民間委託をしないこと。入園待機者の実態をふまえ公立を含め保育園の新設、定数増（福祉区のバランスをとる）、産休明け・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求に応えるこ

と。

- イ) 私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。増改築など施設改善の自己負担をなくすること。国に対して一般財源化をやめ保育運営費の算定基準の引き上げをするようもとめること。無認可保育園（病院内保育園を含む）への補助金を増額すること。
- ウ) 子どもの発達保障の立場から保育制度をみなおすこと。
- エ) 産休中の受け入れをすること。
- オ) 主治医などの証明により障害児を受け入れること。